

島本町個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律のうち 地方公共団体に適用がある規定	島本町個人情報保護法施行条例(案)	備考
<p>(目的) 第1条 この条例は、島本町人権擁護に関する基本条例(昭和60年島本町条例第1号)第1条の目的を達成するうえにおいて個人に関する情報の保護が必要不可欠であることに鑑み、個人情報の開示及び訂正等に関する住民の権利並びに町、住民及び事業者の責務を明らかにするとともに、個人情報の保護及びこれに関する施策の基本となる事項を定め、もって住民の基本的人権を擁護することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	
<p>(基本理念) 第2条 個人情報を取り扱うすべてのものは、個人の尊厳を旨とし、積極的に基本的人権の擁護に努めなければならない。 (適用上の注意) 第3条 この条例は、第1条の目的を達成するためのものであつて、これを濫用し、この条例の適用を受けるものの自由及び権利を不当に侵害するようなことがあつてはならない。</p>	<p>(基本理念) 第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。</p>		
<p>(定義) 第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  (1) 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。  (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)  (2) 個人識別符号が含まれるもの  2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。  (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの  (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの  3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。  4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。  5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。  (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)  (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)  6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。  (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)  (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)  7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p>	<p>・死者の情報が個人情報に含まれる旨規定することは許容されない</p> <p>・個人識別符号が個人情報に含まれることが明確化されている</p> <p>・改正法では、「個人情報」の類型として、「仮名加工情報」と「匿名加工情報」が新たに規定されている。</p>

島本町個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律のうち 地方公共団体に適用がある規定	島本町個人情報保護法施行条例(案)	備考
<p>(2) 「管理等」とは、個人情報の収集、記録、所持又は保管(以下「管理」という。)及び利用(個人情報の加工を含む。)又は提供をいう。</p> <p>(3) 「実施機関」とは、島本町情報公開条例(昭和58年島本町条例第24号。以下「情報公開条例」という。)第3条第3号に規定する実施機関をいう。</p> <p>(4) 「住民」とは、本町に住所を有する者又は勤務する者及び在学する者並びに本町に住所を有しないが実施機関に当該個人情報の管理等をされる者又はされている者をいう。ただし、第6条及び第24条に規定する住民は、本町に住所を有する者をいう。</p> <p>(5) 「事業者」とは、本町に事務所又は事業所を有する法人、個人及びその他の団体並びに本町に事務所又は事業所を有しないが住民の個人の情報の管理等を行い、又は行おうとする法人、個人及び団体をいう。</p>	<p>11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>(2) 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）</p>	<p>2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長並びに財産区をいう。</p>	<p>・議会は責務規定等の一部の規定を除き、同法の適用除外とされている</p> <p>・財産区についても、個人情報保護法上の「地方公共団体の機関」として同法の適用をうけることとなる</p>
<p>(6) 「個人情報ファイル」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>(7) 「電子計算機処理」とは、電子計算機を利用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。</p> <p>ア 専ら文書を作成するための処理</p> <p>イ 専ら文書図面の内容を記録するための処理</p> <p>ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理</p> <p>エ 専ら文書図面の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理</p>	<p>(定義)</p> <p>第60条 この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独立行政法人等にあつては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第2条第2項に規定する行政文書をいう。)又は法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。)第2条第2項に規定する法人文書(同項第4号に掲げるものを含む。)をいう。)(以下この章において「行政文書等」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>2 この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部(これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。))又は独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。)が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる匿名加工情報をいう。</p> <p>(1) 第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。</p> <p>(2) 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長又は独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求(行政機関情報公開法第3条又は独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求をいう。)があつたとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。</p> <p>イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。</p> <p>ロ 行政機関情報公開法第13条第1項若しくは第2項又は独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。</p> <p>(3) 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十四条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。</p> <p>4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの</p> <p>5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>		

島本町個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律のうち 地方公共団体に適用がある規定	島本町個人情報保護法施行条例(案)	備考
<p>(8) 「個人情報取扱事務」とは、個人情報を取り扱う事務をいう。</p> <p>(9) 「個人情報取扱事務受託者」とは、実施機関から個人情報取扱事務の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。)を受けた者(実施機関の承認を得て、その者から当該事務の一部の委託を受けた者を含む。)をいう。</p> <p>(10) 「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(11) 「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第21条の2において同じ。)の規定により記録された特定個人情報をいう。</p>			
<p>(実施機関の責務)</p> <p>第5条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の管理等について必要な措置を講じるとともに、人権意識の高揚、啓発に努めなければならない。</p> <p>2 実施機関の職員は、個人情報の管理等に当たって、職務上知り得た個人情報の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。</p>	<p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p> <p>(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)</p> <p>第12条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>		
<p>(住民の責務)</p> <p>第6条 住民は、積極的に人権の擁護に努めるとともに、個人情報の管理等をするときは、個人の基本的人権を侵害するようなことがあつてはならない。</p>			
<p>(事業者の責務)</p> <p>第7条 事業者は、その社会的責務を深く自覚し、個人情報の管理等をするときは、個人情報を保護するよう努めなければならない。</p>			
<p>(住民等への支援)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、住民及び事業者に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(区域内の事業者等への支援)</p> <p>第13条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>		
<p>(管理の範囲等)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報の管理をしようとするときは、当該機関の所掌する事務を執行するために必要かつ最小限のものとし、その所掌する事務の範囲を超えてはならない。</p> <p>2 実施機関は、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定によるものを除いて、次の各号に掲げる個人情報の管理をしてはならない。</p> <p>(1) 思想、信条及び宗教に関する事項</p> <p>(2) 人種及び社会的差別の原因になると認められる社会的身分に関する事項</p> <p>(3) 犯罪に関する事項</p> <p>(4) 管理をすることがこの条例の目的に反すると認められるもので、島本町情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて定める事項</p>	<p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p>		
<p>(個人情報取扱事務等の登録)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を町長に届け出て、その登録を受けなければならない。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称</p> <p>(2) 個人情報取扱事務の目的</p> <p>(3) 個人情報の記録の項目</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 実施機関は、前項の登録に係る事項を変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>3 実施機関は、個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、次に掲げる事項を町長に届け出て、その登録を受けなければならない。</p> <p>(1) 個人情報ファイルの名称</p> <p>(2) 個人情報ファイルの目的</p> <p>(3) 個人情報の記録の項目</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>4 実施機関は、前項の登録に係る事項を変更し、又はファイルの保有をやめたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。</p>	<p>(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)</p> <p>第74条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 個人情報ファイルの名称</p> <p>(2) 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p> <p>(3) 個人情報ファイルの利用目的</p> <p>(4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第9号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)</p> <p>(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この節において「記録情報」という。)の収集方法</p> <p>(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>(7) 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>(8) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を次条第1項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨</p> <p>(9) 第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</p> <p>(10) 第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨</p> <p>(11) その他政令で定める事項</p>		<p>・改正法では個人情報ファイルに含まれる本人の数が1,000人以上の場合にファイル簿の作成・公表が義務付けられている</p>

島本町個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律のうち 地方公共団体に適用がある規定	島本町個人情報保護法施行条例(案)	備考
	<p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル</p> <p>(2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル</p> <p>(3) 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>(4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル</p> <p>(5) 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>(6) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル</p> <p>(7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</p> <p>(8) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</p> <p>(9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル</p> <p>(10) 第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル</p> <p>(11) 第60条第2項第2号に係る個人情報ファイル</p> <p>3 行政機関の長は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめるとき、又はその個人情報ファイルが前項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。</p>		
<p>5 町長は、前各項の届出に係る事項を記載した登録簿を住民の閲覧に供さなければならない。</p>	<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル</p> <p>(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第1項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。</p> <p>5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p>		<p>・個人情報ファイル簿の作成については、事務登録簿等により事務単位での個人情報の管理を行っているか否かにかかわらず、原則義務付けられるものとなっている。</p> <p>現在、個人情報事務登録簿等により、事務単位での個人情報の管理を行っているが、今後は個人情報ファイル簿に統一するよう検討が必要。</p>
<p>(特定個人情報保護評価)</p> <p>第11条 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審議会の意見を聴くものとする。</p>			
<p>(収集の制限)</p> <p>第12条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人(以下「本人」という。)に当該個人情報の収集の目的を明らかにして、本人から直接これを収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず次に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(3) 本人の生命、身体の安全若しくは財産の保護をするうえにおいて緊急を要するとき又はやむを得ない事情があるとき。</p> <p>(4) 公表することを目的として作成された個人情報であるとき。</p> <p>(5) 次条第1項各号いずれかの規定に基づく目的外利用によるとき。</p> <p>(6) 公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて決定したとき。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により個人情報を本人以外のものから収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかに本人に当該個人情報の収集の根拠及びその他規則で定める事項を通知しなければならない。この場合において、実施機関は、第10条第1項の規定による登録をしなければならない。</p> <p>4 自己又はその代理人が法令等による個人情報に関する申請行為をしたときは、前項に規定する収集及び通知がなされたものとみなす。</p>	<p>(利用目的の明示)</p> <p>第62条 行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p>		<p>・個人情報の保有は、法令・条例の定める事務の遂行に必要な場合であって、利用目的の達成に必要な範囲に限定されていること、安全管理措置を講ずる義務があること、開示請求による関与が可能となっていくことなどから、改正法においては「本人外収集に係る制限規定」は設けられておらず、条例により当該制限規定を設けることは許容されないこととされている。</p>

島本町個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律のうち 地方公共団体に適用がある規定	島本町個人情報保護法施行条例(案)	備考
	<p>(不適正な利用の禁止)</p> <p>第63条 行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</p>		
	<p>(適正な取得)</p> <p>第64条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>		
<p>(特定個人情報以外の個人情報の目的外利用の制限)</p> <p>第13条 実施機関は、次に掲げる場合を除き、登録された目的の範囲を超えて当該個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利用し、又は本人以外のものに提供(以下「目的外利用」という。)してはならない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令等に定めのあるとき。</p> <p>(3) 本人の生命又は身体<span>の</span>安全若しくは財産を保護するうえにおいて緊急を要するとき又はやむを得ない事情があるとき。</p> <p>(4) 情報公開条例第4条の規定に基づく閲覧等の請求があつた場合で、情報公開条例第5条第1項第2号のただし書の規定に該当するとき。</p> <p>(5) 実施機関が職務の執行のため又は住民の福祉向上のため、特に必要があると認めるとき。ただし、実施機関は町以外のものに個人情報を提供<span>する</span>場合は、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 実施機関は、目的外利用しようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかに本人に当該個人情報の目的外利用の目的及び内容その他規則で定める事項を通知しなければならない。この場合において、実施機関は、第10条第1項の規定による登録をしなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により目的外利用するときは、個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報<span>を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</span></p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。</p> <p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第70条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>		<p>・今回の法改正の趣旨は、「全国統一的な個人情報保護制度の構築」であること、また、個別の事案における個人情報の取扱いに疑義が生じた場合には、国の個人情報保護委員会に助言を求めることができることから、利用・提供について類型的に審議会等への諮問を義務付けることは許容されないこととされている。</p>
	<p>(外国にある第三者への提供の制限)</p> <p>第71条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第16条第3項に規定する個人データの取扱いについて前章第2節の規定により同条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供<span>する</span>場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。</p>		
	<p>(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第72条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>		

島本町個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律のうち 地方公共団体に適用がある規定	島本町個人情報保護法施行条例(案)	備考
	<p>(仮名加工情報の取扱いに係る義務)</p> <p>第73条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第128条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。</p> <p>5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>		
<p>(特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第13条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用すること（以下「特定個人情報の目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、実施機関は、本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報の目的外利用（情報提供等記録の利用を除く。以下この条において同じ。）をすることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報の目的外利用をするときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p> <p>3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の目的外利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>	<p>(利用及び提供の制限) 【読み替え後】</p> <p>第69条 行政機関の長等は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</p>		<p>・番号法第30条第1項及び第31条第1項の規定により読み替えて適用する新法第69条(第2項～4項は適用除外)</p>
<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第13条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</p>			<p>・番号法第19条の規定が直接適用される</p>
<p>(個人情報の管理)</p> <p>第14条 実施機関は、個人情報の管理及びこの条例による事務を執行するに当たつては、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 個人情報に関する事務の公正かつ能率的運営を図ること。</p> <p>(2) 個人情報の改ざん、破損、滅失、紛失等の防止を図ること。</p> <p>(3) 個人情報の保護に係る責任者を定め、管理体制の明確化を図ること。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を保管しておく理由がなくなつたときは、当該個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、個人情報の保護に関する制度の改善について必要な施策を講ずる場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。</p>	<p>(正確性の確保)</p> <p>第65条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の実事と合致するよう努めなければならない。</p> <p>(安全管理措置)</p> <p>第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>		
<p>(電子計算機の接続の制限)</p> <p>第15条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の管理及び事務を処理するため、当該実施機関以外のものとの電子計算機処理による結合を行ってはならない。ただし、当該実施機関以外の機関と結合の必要が生じたときは、あらかじめ審議会の意見を聴いたうえで、これを行うことができる。</p> <p>2 前項ただし書の規定により電子計算機処理による結合を行った場合において、実施機関は、個人情報の漏えい又は不適正な利用により住民の基本的な権利が侵害されるおそれがあると認めるときは、当該実施機関以外のものに対し報告を求めることができる。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定による報告により住民の基本的な権利が侵害されると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴き、住民の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 実施機関は、住民の基本的な権利が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに必要な措置を講ずることができる。この場合において、実施機関は、当該措置を講じた後、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。</p>			<p>・電算結合について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、改正法の趣旨に照らして許容されないこととされている</p>
<p>(委託に伴う措置等)</p> <p>第16条 実施機関は、個人情報に関する業務処理を委託するときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関する必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該実施機関は、委託業務の実施後、速やかに審議会に報告しなければならない。</p>			

島本町個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律のうち 地方公共団体に適用がある規定	島本町個人情報保護法施行条例(案)	備考
<p>2 個人情報取扱事務受託者は、個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第66条 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。 (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務 (2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務 (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務</p>		
<p>3 個人情報取扱事務受託者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された事務に関して知り得た個人情報に関する秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>(従事者の義務) 第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p>		
	<p>(漏えい等の報告等) 第68条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。  2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。 (2) 当該保有個人情報に第78条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。</p>		
<p>(開示請求の手続) 第17条 住民は、自己の個人情報を管理している実施機関に対し当該個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p>	<p>(開示請求権) 第76条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。  2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。</p>		<p>・開示請求の提出方法を窓口での提出に限定する等、法で規定されている開示請求の方法を制限することは許容されない ・開示請求について、①本人の委任による代理人からの請求及び②郵送における請求が認められている ・任意代理人からの請求や郵送による請求を実質的に制限することとなるような規定を条例で設けることは許容されない</p>
<p>2 前項の規定による開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理権を有する者であることを証明する書類を提出し、又は提示し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。この場合において、法定代理人が開示請求をする場合で本人の同意が必要なときは、本人の同意書を請求書に併せて提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所 (2) 開示請求しようとする個人情報を特定するために必要な事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 実施機関は、当該請求に係る個人情報を管理していないときは、開示請求を受理しないものとする。この場合において、他に当該情報を管理している機関があるときは、その旨を教示するよう努めなければならない。 4 実施機関は、第2項の規定により提出された請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該請求を行った者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、当該補正に必要な情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>(開示請求の手続) 第77条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。  (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。  3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>		
<p>5 実施機関は、次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>(保有個人情報の開示義務) 第78条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。  (1) 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>		<p>・情報公開条例との整合性を保つために開示請求に係る非公開情報を追加することは許容される</p>

島本町個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律のうち 地方公共団体に適用がある規定	島本町個人情報保護法施行条例(案)	備考
<p>(1) 法令等に定めがあるもの</p> <p>(2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの</p> <p>(3) 取締役、調査、交渉、照会、訴訟等に関するものであって、閲覧等させることにより、実施機関の公正又は適正な事務の執行を妨げるおそれがあると認められるもの</p> <p>(4) その他公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたもの</p>	<p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p> <p>ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ハ 監査、検査、取締役、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>		<p>・「公益上の観点から非開示としなければならない情報」について、ここ数年では審議会に諮問した実績は見当たらない</p>

島本町個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律のうち 地方公共団体に適用がある規定	島本町個人情報保護法施行条例(案)	備考
<p>6 実施機関は、前項各号のいずれかに該当する個人情報とそれ以外の個人情報とが記録されている場合において、当該該当する個人情報とそれ以外の個人情報が容易に分離できるときは、同項の規定にかかわらず、当該該当する個人情報の記録されている部分を除いて、当該個人情報の開示しなければならない。</p> <p>7 実施機関は、第5項に規定する個人情報であっても、一定の期間の経過により同項各号のいずれにも該当しなくなった場合は、当該個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>(部分開示)</p> <p>第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>		
	<p>(裁量的開示)</p> <p>第80条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p>		
<p>(存否に関する情報)</p> <p>第17条の2 開示請求に対し、当該開示請求に係る情報の存否を答えるだけで、不開示とすべき情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p>	<p>(保有個人情報の存否に関する情報)</p> <p>第81条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p>		
<p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第18条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して15日以内に、当該請求に対する開示の決定等を行わなければならない。ただし、当該期間内に決定等できないやむを得ない理由があるときは、その期間を15日以内に限り延長することができる。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第83条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にななければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にななければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>・開示の手続きについて、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができるとしている。開示決定等の期限については開示の手続きに関する事項に含まれるため、条例で30日以内の任意の期間とすることは許容される。</p>
<p>2 実施機関は、前項の規定による決定等をしたときは、同項に規定する期間内にその旨を当該請求者に通知しなければならない。ただし、前項ただし書の規定を適用するときは、その理由を併せて通知しなければならない。</p> <p>3 前項において、実施機関は、当該開示請求に係る個人情報の開示をすることができない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。</p> <p>4 第1項本文に規定する場合において、第17条第4項の規定により請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第82条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。</p> <p>2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>		
<p>(開示請求に対する決定の特例)</p> <p>第18条の2 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、当該請求があった日から起算して30日(第17条第4項の規定により請求書の補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて開示請求に対する決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、当該請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示請求に対する決定をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示請求に対する決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項ただし書に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 本条を適用する旨及びその理由 (2) 残りの個人情報についての開示請求に対する決定をする期限</p>	<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第84条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>	<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>	
	<p>(事案の移送)</p> <p>第85条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第82条第1項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>		
<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第18条の3 開示請求に係る個人情報に、実施機関及び請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示請求に対する決定を行う場合において、あらかじめ当該情報に係る第三者に対し、当該請求に係る個人情報の表示等を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第86条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第105条第2項第3号及び第107条第1項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p>		

島本町個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律のうち 地方公共団体に適用がある規定	島本町個人情報保護法施行条例(案)	備考
<p>2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第78条第1項第2号イ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第80条の規定により開示しようとするとき。</p> <p>3 行政機関の長等は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第105条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>		
<p>(開示の方法) 第19条 実施機関は、第18条第1項の当該開示請求に係る個人の情報の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに当該個人情報の開示をしなければならない。</p> <p>2 前項に規定する当該個人情報の開示は、実施機関が指定する期日及び場所において行うものとする。</p>	<p>(開示の実施) 第87条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。</p> <p>4 前項の規定による申出は、第82条第1項に規定する通知があった日から30日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>		
<p>(費用負担) 第20条 前条第2項に規定する当該個人情報の写しの交付及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。</p>	<p>(手数料) 第89条 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>3 前2項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。</p>	<p>(手数料等) 第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 保有個人情報の写しの交付及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。</p>	<p>・手数料の額については条例に委任されており、無料とすることも許容される</p>
<p>(訂正等の請求等) 第21条 住民は、自己の個人情報を管理している実施機関に対し、当該個人情報の記録に誤りがあるとき又は実施機関が登録の範囲を超えて当該個人情報の管理をしているときは、当該個人情報(当該個人情報の削除にあつては、特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の記録の訂正及び削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。</p>	<p>(訂正請求権) 第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この節及び第127条において「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内になければならない。</p>		
<p>2 前項の規定による訂正等の請求及び訂正等の請求に対する決定等については、第17条第2項及び第4項並びに第18条の規定を準用する。この場合において、第17条第2項中「開示請求」とあるのは「訂正等の請求」と、第18条第1項中「開示請求」とあるのは「訂正等の請求」と、「開示の決定等」とあるのは「訂正等の決定等」と、同条第3項中「開示請求」とあるのは「訂正等の請求」と、「開示を」とあるのは「訂正を」と読み替えるものとする。</p>	<p>(訂正請求の手続) 第91条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を行政機関の長等に提出しなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>		
	<p>(保有個人情報の訂正義務) 第92条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>		

島本町個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律のうち 地方公共団体に適用がある規定	島本町個人情報保護法施行条例(案)	備考
	<p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>		
	<p>(訂正決定等の期限)</p> <p>第94条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にならなければならない。ただし、第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(訂正決定等の期限)</p> <p>第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にならなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	
	<p>(訂正決定等の期限の特例)</p> <p>第95条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 訂正決定等をする期限</p>		
	<p>(事案の移送)</p> <p>第96条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第85条第3項の規定に基づき開示に係るものであるとき、その他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたも</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第93条第1項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。</p>		
<p>3 実施機関は、当該個人情報の訂正等を認める決定をしたときは、速やかに当該記録の訂正等を行わなければならない。この場合において、当該個人情報を利用し、提供し、及び目的外利用したものに對し、当該個人情報の訂正等を通知しなければならない。</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第97条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>		
<p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第21条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>【読み替え後】</p> <p>第97条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長等以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>		<p>・番号法第31条第1項の規定により読み替えて適用する新法第97条</p>
<p>(目的外利用の中止の請求等)</p> <p>第22条 住民は、自己の個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を管理している実施機関に対し、当該実施機関が当該個人情報を第13条第1項及び第2項の規定によらないで目的外利用しているときは、当該個人情報の目的外利用の中止を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による中止の請求及び中止の請求に対する決定等については、第17条第2項及び第4項並びに第18条の規定を準用する。この場合において、第17条第2項中「開示請求」とあるのは「目的外利用の中止の請求」と、第18条第1項中「開示請求」とあるのは「目的外利用の中止の請求」と、同条第3項中「開示請求」とあるのは「目的外利用の中止の請求」と、「開示を」とあるのは「目的外利用の中止を」と読み替えるものとする。</p>	<p>(利用停止請求権)</p> <p>第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第99条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出しなければならない。</p> <p>(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>		

島本町個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律のうち 地方公共団体に適用がある規定	島本町個人情報保護法施行条例(案)	備考
<p>3 実施機関は、当該個人情報の目的外利用の中止を認める決定をしたときは、速やかに当該個人情報の目的外利用の中止をしなければならない。この場合において、当該個人情報を利用し、提供し、及び目的外利用したものに對し、当該個人情報の目的外利用の中止を通知しなければならない。</p>	<p>(保有個人情報の利用停止義務) 第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (利用停止請求に対する措置) 第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>		
	<p>(利用停止決定等の期限) 第102条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にならなければならない。ただし、第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(利用停止決定等の期限) 第7条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にならなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	
	<p>(利用停止決定等の期限の特例) 第103条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限</p>		
<p>(特定個人情報の利用停止の請求) 第22条の2 住民は、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第13条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去 (2) 第13条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止</p>	<p>(利用停止請求権)【読み替え後】 第98条 何人も、自己を本人とする特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用する第69条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、同法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。)をすることができる。 3 利用停止請求は、特定個人情報の開示を受けた日から90日以内にならなければならない。</p>		<p>・番号法第30条第1項の規定により読み替えて適用する新法第98条</p>
<p>2 前項の規定による利用停止の請求及び利用停止の請求に対する決定等については、第17条第2項及び第4項並びに第18条の規定を準用する。この場合において、第17条第2項中「開示請求」とあるのは「利用停止の請求」と、第18条第1項中「開示請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「開示の決定等」とあるのは「利用停止の決定等」と、同条第3項中「開示請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「開示を」とあるのは「利用停止を」と読み替えるものとする。</p>	<p>(利用停止請求の手続)【再掲】 第99条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「利用停止請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。 (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) 利用停止請求の趣旨及び理由 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この節において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>		
<p>3 実施機関は、当該特定個人情報の利用停止を認める決定をしたときは、速やかに当該特定個人情報の利用停止をしなければならない。この場合において、当該特定個人情報を利用し、提供し、及び目的外利用したものに對し、当該特定個人情報の利用停止を通知しなければならない。</p>	<p>(保有個人情報の利用停止義務)【再掲】 第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>		

島本町個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律のうち 地方公共団体に適用がある規定	島本町個人情報保護法施行条例(案)	備考
<p>(審査請求)</p> <p>第23条 請求者は、第18条第1項又は第21条第2項、第22条第2項若しくは前条第2項において準用する第18条第1項の規定による処分又はその請求に係る不作為に対し不服があるときは、審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による審査請求については、情報公開条例第11条第2項及び第11条の2(第5項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第11条第2項及び第11条の2第1項中「第7条第1項の決定又は閲覧等の請求に係る不作為」とあるのは「第18条第1項又は第21条第2項、第22条第2項若しくは第22条の2第2項において準用する第18条第1項の規定による処分又はその請求に係る不作為」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前項において、請求を認める裁決をしたときは、開示については第19条の規定を、訂正等については第21条第3項の規定を、目的外利用の中止については第22条第3項の規定を、また利用停止については前条第3項の規定を準用する。</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第105条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p> <p>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</p> <p>(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</p> <p>2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第百七条第一項第二号において同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>3 前2項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する採決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。</p> <p>(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</p> <p>第106条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項から第3項まで、第17条、第40条、第42条、第2章第4節及び第50条第2項の規定は、適用しない。</p> <p>2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。〔表は省略〕</p>		
	<p>(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)</p> <p>第107条 第86条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>		
	<p>第108条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続き並びに審査請求の手続きに関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</p>		
	<p>(適用除外等)</p> <p>第124条</p> <p>2 保有個人情報（行政機関情報公開法第5条、独立行政法人等情報公開法第5条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4節（第4款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。</p>		
	<p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第127条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第112条第1項若しくは第118条第1項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>		
<p>(運用状況の公表)</p> <p>第24条 実施機関は、毎年、この条例の運用状況について住民に公表するものとする。</p>	<p>(施行の状況の公表)</p> <p>第165条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。</p> <p>2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p>		
<p>(苦情相談の処理)</p> <p>第25条 町長は、個人情報取扱事業者(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者をいう。)が行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。</p>	<p>(苦情処理のあっせん等)</p> <p>第14条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適性かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>		

島本町個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律のうち 地方公共団体に適用がある規定	島本町個人情報保護法施行条例(案)	備考
<p>(実施機関に対する苦情の処理) 第25条の2 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、迅速かつ適正にこれを処理するよう努めなければならない。</p>	<p>(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理) 第128条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p>		
<p>(適用除外事項) 第26条 この条例は、法令等に個人情報(個人情報の開示にあつては、特定個人情報を除く。)の開示、訂正等及び異議の申し立ての手続が定められている場合については、適用しない。  2 町長は、前項の規定による場合であっても基本的人権の侵害を未然に防止し、人権の擁護に資するため必要があると認められるときは、当該個人情報の開示について必要な措置を講じることができる。 3 町長は、前項の規定による措置を講じるときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。 (委任) 第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。</p>	<p>(他の法令による開示の実施との調整) 第88条 行政機関の長等は、法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。  2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>		
	<p>(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め) 第166条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、独立行政法人及び事業者等による個人情報の適切な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。 2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。</p>		
	<p>(条例を定めたときの届出) 第167条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。 2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。 3 前2項の規定は、第1項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。</p>		
<p>(罰則) 第28条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は個人情報取扱事務受託者若しくは個人情報取扱事務に従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第4条第6号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第8章 罰則 第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>		
<p>第29条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人に関する情報(情報公開条例第3条第1号に規定する情報をいう。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>		
<p>第30条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第181条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>		
<p>第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第28条又は第29条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p>			
<p>第32条 第28条から前条までの規定は、島本町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p>			
<p>第33条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>第185条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 (3) 偽りその他不正の手段により、第85条第3項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者</p>		